

国立大学法人愛知教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

常勤役員に支給される報酬のうち、期末特別手当については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う実績評価の結果及び役員の職務の困難度、実績度を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、または減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 常勤役員に支給される報酬に、単身赴任手当(月額23,000~68,000円)を本学職員給与規程に準じて支給できることとした。

理事 { 法人の長と同様

理事(非常勤) { 該当者なし

監事 { 該当者なし

監事(非常勤) { 改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,789	千円 11,868	千円 4,615	千円 1,305 (地域手当)			
A理事	千円 13,851	千円 9,024	千円 3,509	千円 992 (地域手当) 324 (通勤手当)			
B理事	千円 13,022	千円 8,688	千円 3,378	千円 955 (地域手当)			
C理事	千円 13,442	千円 8,688	千円 3,378	千円 955 (地域手当) 420 (単身赴任手当)	4月1日		
D理事	千円 12,776	千円 8,244	千円 3,206	千円 906 (地域手当) 420 (単身赴任手当)	4月1日		◇
A監事 (非常勤)	千円 3,972	千円 3,972	千円	千円		3月31日	※
B監事 (非常勤)	千円 3,972	千円 3,972	千円	千円			

注1: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2: 「地域手当」とは、民間の賃金水準・物価等が特に高い地域等に所在する勤務箇所に在勤する役員に支給するものである。

注3: 「前職」欄は、役員の前職の種類別に以下の記号を付した。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 3,384 (44,578)	年 月 3 0 (40) (0)	3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会による業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、学長が業績勘案率を決定	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1: 理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2: 「前職」欄は、役員の前職の種類別に以下の記号を付した。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標・中期計画を踏まえ、業務の簡素・合理化、職員の適正配置等により、効率的な運営を図りつつ、人件費を抑制する。また、職員の能力・実績等を給与に適切に反映させる。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

中期目標・中期計画を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与水準等を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じ、昇給・昇進・降格の実施および勤勉手当の支給割合(成績率)を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給 (昇給)	職員が一定期間良好な成績で勤務したとき、勤務成績に応じ、標準より上位の号俸に昇給させることができる。
本給 (昇進・降格)	職員の勤務成績が良好で、かつ昇進の基準に達している場合、その者の従事する職務に応じ、1級上位の級に昇進させることができる。また、職員の勤務制成績が不良である場合等は、1級下位の級に降格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤勉手当支給基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務成績に応じて支給割合(成績率)を加減し、支給する。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

・平成23年4月1日における号俸の調整
(平成23年4月1日において若年・中堅層(43歳未満の職員)のうち、平成22年1月に昇給抑制を受けた者の号俸を1号俸上位の号俸とした)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	460	45.2	7,702	5,752	134	1,950
事務・技術	113	44.9	6,098	4,568	127	1,530
教育職種 (大学教員)	205	49.4	9,097	6,696	144	2,401
教育職種 (附属高校教員)	46	41.7	7,375	5,630	145	1,745
教育職種 (附属義務教育学校教員)	95	38.3	6,781	5,198	119	1,583
その他医療職種 (看護師)	1					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
研究職種 (研究員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	63.8	5,973	4,566	238	1,407
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	64.5	6,425	4,913	284	1,512
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
教育職種 (附属高校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

年俸制適用者	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
研究職種 (研究員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					

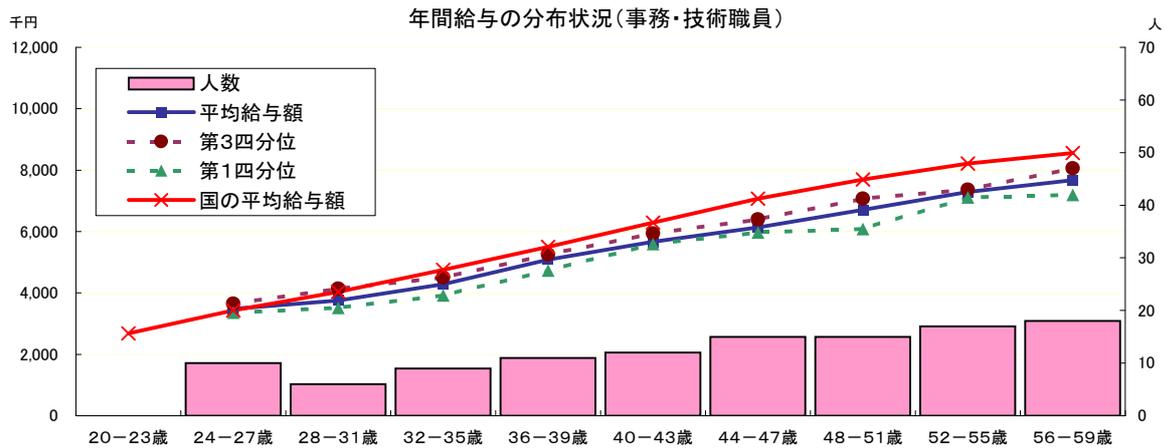
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含み、「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3:常勤職員「その他医療職種(看護師)」, 任期付職員「研究職種(研究員等)」, 再任用職員「技能・労務職種」「教育職種(附属高校教員)」, 非常勤職員「教育職種(附属義務教育学校教員)」及び年俸制適用者「研究職種(研究員等)」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:区分「在外職員」及び区分中の職種「医療職種(病院医師)」「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないため、表又は欄を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]



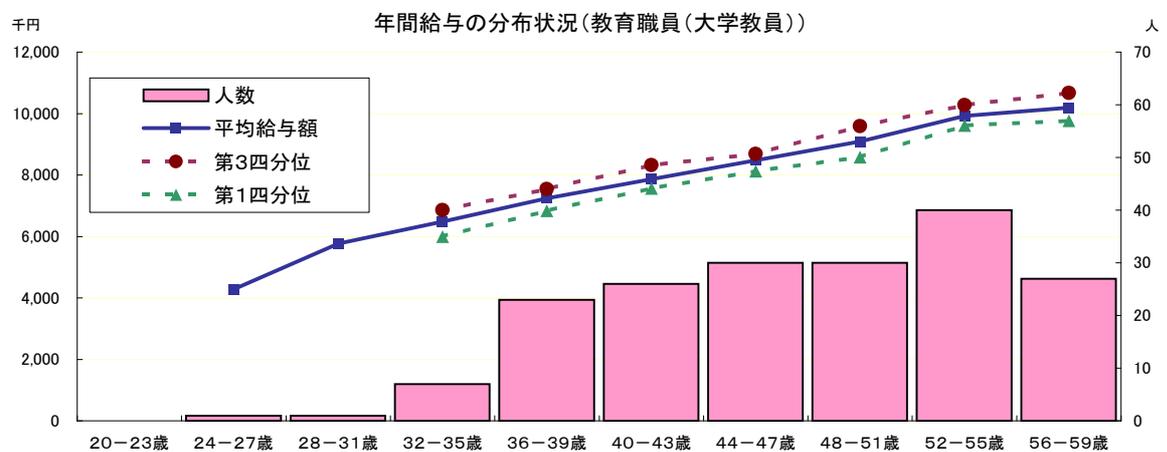
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
代表的な職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	3	56.2	—	9,103	—		
課長	10	55.2	7,115	7,763	8,187		
課長補佐	14	54.4	7,072	7,171	7,336		
係長	54	47.3	5,912	6,303	7,036		
主任	8	40.3	4,439	4,760	4,835		
係員	24	29.8	3,460	3,788	4,136		

注1:「課長補佐」には, 課長補佐相当職である「副課長」及び「室長」を含む。

注2:部長の該当者は3人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与の第1・第3分位については表示していない。



注:年齢24～27歳, 28～31歳の該当者は2人以下であるため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
代表的な職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	113	54.8	9,493	9,986	10,503		
准教授	77	43.4	7,527	7,970	8,388		
講師	11	38.2	6,095	6,466	6,785		
助教	3	33.2	—	5,344	—		
助手	1		—		—		

注1:助教の該当者は3人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与の第1・第3分位については表示していない。

注2:助手の該当者は1人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐
人員(割合)	113	11 (9.7%)	16 (14.2%)	37 (32.7%)	29 (25.7%)	13 (11.5%)
年齢(最高～最低)		42 ～ 24	36 ～ 27	53 ～ 35	58 ～ 47	58 ～ 39
所定内給与年額(最高～最低)		2,978 ～ 2,385	3,474 ～ 2,679	4,987 ～ 3,549	5,489 ～ 4,483	6,164 ～ 4,915
年間給与額(最高～最低)		3,980 ～ 3,162	4,570 ～ 3,572	6,598 ～ 4,727	7,481 ～ 6,029	8,060 ～ 6,604

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長部長	局長	局長
人員(割合)		4 (3.5%)	3 (2.7%)	0 (%)	0 (%)	0 (%)
年齢(最高～最低)		59 ～ 58	57 ～ 55	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		6,268 ～ 5,939	6,984 ～ 6,279	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		8,374 ～ 8,010	9,539 ～ 8,458	～	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	205	0 (%)	4 (2.0%)	11 (5.4%)	77 (37.6%)	113 (55.1%)	0 (%)
年齢(最高～最低)		～	60 ～ 26	50 ～ 33	60 ～ 35	62 ～ 45	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,581 ～ 3,232	5,393 ～ 4,376	6,792 ～ 4,585	8,407 ～ 5,823	～
年間給与額(最高～最低)		～	6,163 ～ 4,280	7,205 ～ 5,907	9,303 ～ 6,235	11,490 ～ 7,919	～

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.7	% 64.9	% 63.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.3	% 35.1	% 36.7
	最高～最低	% 50.0～34.6	% 42.7～32.1	% 46.3～33.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.7	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.3	% 34.5
	最高～最低	% 38.8～33.5	% 38.2～31.0	% 36.5～32.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 66.7	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 33.3	% 34.3
	最高～最低	% 38.0～34.4	% 36.0～31.8	% 35.8～33.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.2	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.8	% 34.1
	最高～最低	% 38.8～34.0	% 36.0～31.3	% 36.0～32.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	89.7
対他の国立大学法人等	103.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	102.6
------------	-------

(注) 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 89.7	
	参考	地域勘案 90.2 学歴勘案 89.0 地域・学歴勘案 89.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 64.4% (国からの財政支出額 5,085,299千円, 支出予算の総額 7,886,659千円:平成23年度予算) 【検証結果】 対国家公務員(行政職(一))指数は89.7で100未滿であるため、給与水準は適正である。	
講ずる措置	国家公務員の給与水準を十分考慮し、引き続き適切な給与水準を維持するよう努めていく。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 99.6

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度) からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与, 報酬等支給総額 (A)	4,404,136	4,490,707	△86,571	(△ 1.9)	△86,571	(△ 1.9)
退職手当支給額 (B)	445,347	535,675	△90,328	(△ 16.9)	△90,328	(△ 16.9)
非常勤役職員等給与 (C)	364,285	354,977	9,308	(2.6)	9,308	(2.6)
福利厚生費 (D)	602,934	580,809	22,125	(3.8)	22,125	(3.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,816,702	5,962,168	△145,466	(△ 2.4)	△145,466	(△ 2.4)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①総人件費の前年度比増減と主な要因について

i)「給与, 報酬等支給総額」が前年度比△1.9%となった要因

平成23年1月からの報酬(給与)の月額を役員については0.2~0.3%引き下げ、職員については平均0.1%引き下げたこと、また、当該年度も引き続き、事務部門の業務合理化・役職の兼務、大学教員の欠員補充抑制、再雇用職員の活用、及びその他人件費の削減に努め、前年度と比較すると1.9%の減となった。

ii)「最広義人件費」が前年度比△2.4%となった要因

非常勤教員・職員給与の増加や競争的資金等により雇用される非常勤職員が増加したこと等により「非常勤役職員等給与」及び「福利厚生費」が増加したが、前記で述べた主な要因により「給与, 報酬等支給総額」及び「退職手当支給額」が減少したことにより、前年度と比較すると2.4%の減となった。

②行革推進法, 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

ii) 中期計画において設定した削減目標, 国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

平成18年度から5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

iii) 人件費削減の取組の進捗状況

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与, 報酬等支給総額 (千円)	5,145,369	4,776,164	4,611,329	4,650,018	4,589,344	4,490,707	4,404,136
人件費削減率 (%)		△7.2	△10.4	△9.6	△10.8	△12.7	△14.4
人件費削減率(補正 値)(%)		△7.2	△11.1	△10.3	△9.1	△9.5	△11.0

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年, 平成19年, 平成20年, 平成21年, 平成22年, 平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%, 0.7%, 0%, ▲2.4%, ▲1.5%, ▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与, 報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下のとおり給与減額措置を講ずることとした。

(役員) 平成24年7月から実施

(職員) 平成24年7月から実施